

国立大学法人岐阜大学教育学部附属学校いじめ防止等基本方針

平成26年4月1日

国立大学法人岐阜大学

はじめに

183回国会（常会）においていじめ防止対策推進法（以下「法」という。）が成立し、平成25年6月28日に、平成25年法律第71号として公布され、平成25年9月28日より施行された。国立大学法人岐阜大学（以下本学）は、この法及びいじめ防止等のための基本的な方針（25文科初第814号以下「国の基本方針」という）、関係通知にのっとり、ここに国立大学法人岐阜大学教育学部附属学校いじめ防止基本方針を示す。いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることを本学は認識し、国立大学法人岐阜大学附属学校（以下附属学校）の児童生徒の尊厳を保持するために、本学、本学教育学部、附属学校及び関係諸機関が連携をしながら、ここに示す本方針を推進していく。

いじめの定義（法：第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1. 附属学校における基本理念

附属学校は創設以来「人間教育」を標榜し、教育活動を行ってきた。この「人間教育」を基盤とし、小学校では、「なかまのしあわせのために よく考え、助け合い、つくりだす、心身ともに健康な子ども育成をめざす」、中学校では、「独歩・信愛・協働」という学校教育目標を掲げている。これらの学校教育目標をもとにして、いじめ防止等のための基本理念を次のように掲げる。

- (1) よりよい人間関係の構築
- (2) 児童生徒理解
- (3) 関係諸機関との連携

2. 附属学校における基本施策

- (1) 附属学校は、児童生徒がよりよい人間関係の構築を図ることができるように全ての教育活動において対人交流の能力を育成することを目指す。
- (2) 附属学校は、教職員が積極的に児童生徒に寄り添い、児童生徒理解に努め、いじめの早期発見に努める。
- (3) 附属学校は、児童生徒が学校生活を送って行く上で、必要が生じた場合には、附属学校のみならず、本学、教育学部及び関係諸機関との連携を図りながら、指導にあたる。
- (4) 附属学校は、児童生徒ならびに保護者が相談を行うことができるよう、相談体制を整える。
- (5) 附属学校は、附属学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する資質向上を目的とした研修の実施を行う。
- (6) 附属学校は、いじめの防止等に関する措置を行うため、対策のための組織を置く。
- (7) 附属学校は、児童生徒がいじめを受けていると思われるときには、速やかに事実確認を行う。また、いじめが確認された場合には、いじめをやめさせ、再発防止のための指導を行うとともに、いじめを受けた児童生徒へのケアを専門的な知識を有する者の協力を仰ぎながら実施する。いじめの事実については、校長から教育学部長を經由し、学長へと報告する。
- (8) 附属学校の校長ならびに教員は、当該学校に在籍する児童生徒がいじめを行っている場合であって教育用必要があるときには、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に当該児童生徒に対して懲戒を加える。

3. いじめの未然防止のための措置

(1) 学校教育目標の具現

学校教育目標に示されていること（小学校「なかまのしあわせのために」「助け合い」、中学校「信愛」「協働」）の具現する姿を、日常生活の中において指導を継続することで、いじめの未然防止を図る。

(2) 道徳の日常化

道徳の時間に学習した価値を日常生活につなげるように、日常生活の具体的な姿と照らし合わせながら、学級活動や短学活等の時間を用いて指導をし、いじめの未然防止を図る。

(3) 情報モラル教育の充実

インターネットを通じて行われるいじめを未然に防ぐため、情報モラルに関わる教育を計画的に実施し、いじめの未然防止を図る。

4. いじめの早期発見のための措置

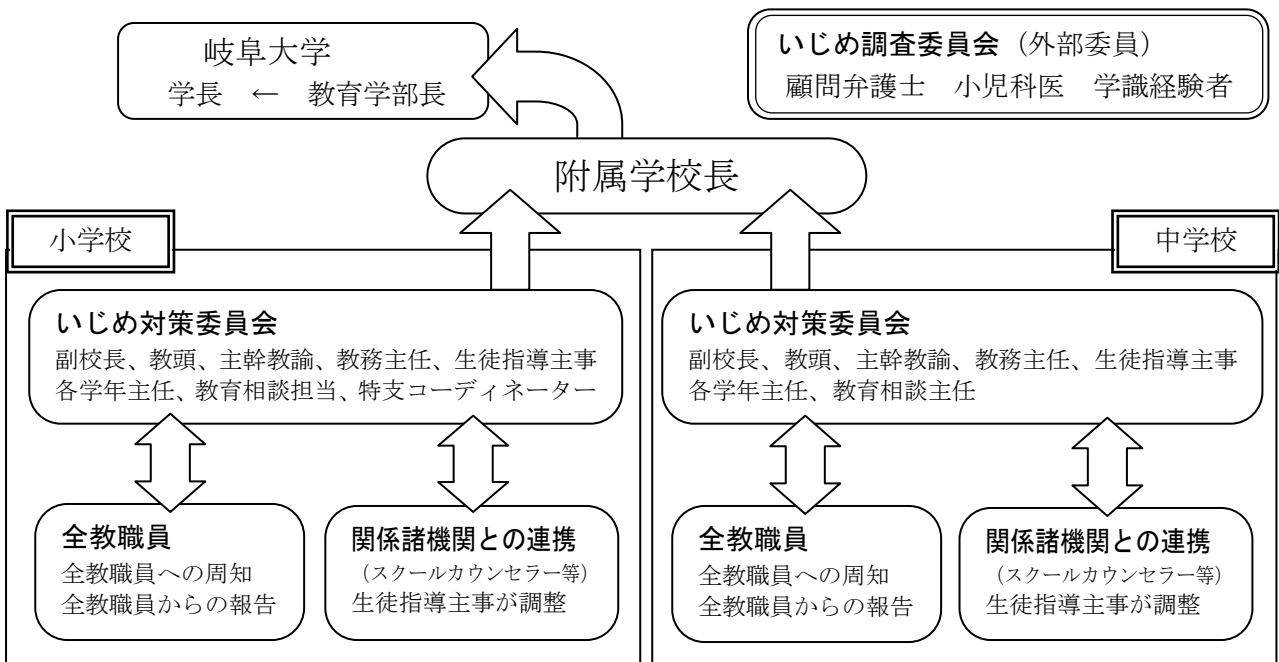
(1) 附属学校におけるいじめを早期発見するため、心と体のアンケート、ならびにQ-Uアンケートを実施する。

(2) 学級担任と児童生徒との二者懇談を実施し、いじめの早期発見に努める。

5. いじめ防止のための組織

①いじめ防止のために以下のように組織を設置する。

②適宜いじめ調査委員会を設置する。



6. その他

(1) 附属学校は、PTA総会、学年懇談会、学級懇談会、保護者との懇談等において、学校と家庭との連携を図りながら、いじめの未然防止ならびに早期発見に向けて取り組む。

(2) 本学教育学部は、附属学校からの要請を受けた場合には、専門職員を附属学校へ派遣し、いじめ等の未然防止、早期発見、早期解決の助言ならびに当該生徒へのケアを率先して取り組む。

(3) 本学は、この基本方針が効果的に推進されるよう、教育学部ならびに附属学校との連絡を密にとるとともに、率先した連携を取ることができるようにする。

附則

この方針は平成26年4月1日に交付する。